



里山林活性化による 多面的機能発揮対策交付金は、

地域住民や森林所有者等 3 名以上で構成する団体または 3 名以上の従業員等で構成する法人が実施する森林保全管理や資源利用をするための活動等に対し、一定の費用を国等が支援する制度です。荒れている森の手入れや、薪などの資源や森林空間を活用して、里山林を活性化したいといった活動を支援します。

北海道では令和 6 年度は 62 団体が交付金を活用し、里山林の保全、森林資源の利活用などの取組みを行いました。

令和 7 年度から事業名称が「里山林活性化による多面的機能発揮対策」に変更になりました。今後も引き続き制度を利用した活動を募集します。



里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

里山林は居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採や落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されており、維持、管理されてきた森林です。しかしこのような里山林は昭和 30 年代の石油、ガスなどの化石燃料や化学肥料の普及等により、地域住民との関係が希薄になり、手入れ不足等による荒廃が進んでいます。

この事業では、地域住民・森林所有者・ボランティア等が協力して行う、里山林保全や資源利用といった活動に対し支援を行います。

森林・山村地域活性化振興対策

里山林活性化による多面的機能発揮対策 [令和 7 年度予算概算決定額 951,082(851,082) 千円]

事業 里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半 X」も含めた活動の実践を支援（半林半 X は、他の仕事で収入を得ながら、地域の森林資源からも収入を得て生計を立てるライフスタイル）
[交付率：定額、1/2、1/3 以内]

支援対象 支援対象となる活動組織の活動内容

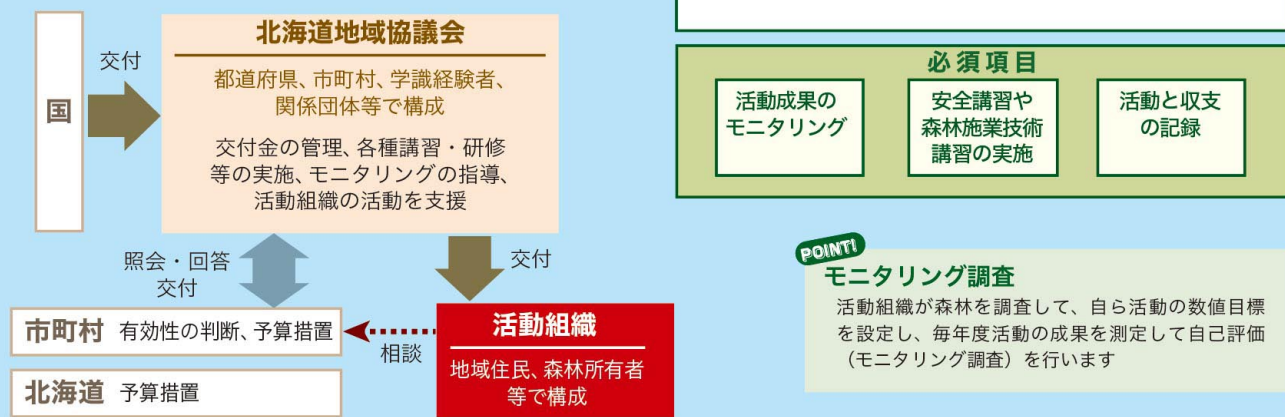
主たる活動

- **地域活動型**
森林資源活用
地域住民等が連携し森林資源を活用する活動
- **複業実践型**
半林半 X による
本格的に森林資源を活用する活動

従たる活動

- 主たる活動と組み合わせて実施できます
- **機能強化**
作業道等の設置・改修等、森林調査・見回り活動
 - **関係人口創出・維持**
10 名以上の地域外関係者が参加する活動
 - **資機材等整備**
活動に必要な機材・資材の購入
 - **活動推進費**
活動計画のための調査、会議等

フロー 交付金フロー図



● 申請から報告までの流れ

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金は、活動型毎に定められた単価 × 事業量（面積、延長）を上限として国から地域協議会を通じて交付されます。市町村は国からの交付金の 1/6 を目安に、補助金または負担金を交付することができます。市町村が交付する場合、北海道は市町村と同額を上限として補助します。

〈例〉地域活動型（森林資源活用）、森林面積 1ha とした場合

国の交付額			市町村の負担額の目安	北海道の補助額
地域活動型（森林資源活用）の単価 上限 120,000円/ha 1年目 120,000円 2年目 116,000円 3年目 112,000円			上限 120,000円/ha の 1/6 上限 20,000円	市町村と同額を上限 上限 20,000円
交付額 120,000円			市町村・北海道の支援を受けられる場合 160,000円	

※交付単価は活動初年度の例になります。
※国の交付額は、1活動組織あたり、年間500万円を上限とします。
※市町村の負担は任意です。市町村の負担がない場合は、活動組織には国からの交付金のみが支給されます。
※「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」に対する支援は国の交付額のみです。

● 支援を受けるには

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下に示した活動組織を設立※する必要があります。ただし要件を満たしている団体が新組織を設立せずに既存の団体で申請することもできます。

構成員	地域住民、森林所有者、地域外関係者等（3名以上）で構成してください。 地域の自治体、NPO法人等（構成員、従業員が3名以上）が単独で実施、または1構成員となることも可能です。 なお、活動組織としての規約の作成や他の事業と区分して経理を行うことが必要となります。
対象森林	森林経営計画が策定されていない、面積0.1ha以上の森林です。円滑な活動のために、対象森林の所有者との3年以上の協定を締結してください。
活動計画書	活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります（計画書の作成は交付金費用の支援対象とはなりません）。

※複業実践型の採択要件等

①法人格の保有、②年1回以上の林業労働安全衛生に関する研修の開催が受講 ③一定以上の活動日数（構成員平均で年70日以上）、④間伐材等の搬出量の目標設定

● 支援の詳細を知りたい

主たる活動

区分	国の交付単価	対象の活動
地域活動型 (森林資源活用)	初年度 120 千円 /ha 2年目 116 千円 /ha 3年目 112 千円 /ha 市町村、道の補助を加えた場合 初年度 160 千円 /ha 2年目 154,666 円 /ha 3年目 149,333 円 /ha 市町村・道予算により減額となる場合もある	雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
複業実践型	初年度 191 千円 /ha 2年目 176 千円 /ha 3年目 162 千円 /ha 市町村、道の補助を加えた場合 初年度 254,666 円 /ha 2年目 234,666 円 /ha 3年目 216,000 円 /ha 市町村・道予算により減額となる場合もある	間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 ※搬出を基本とし、0.1ha以上のまとまりのある範囲を切り捨て間伐する場合は当該範囲を「複業実践型」から除外

従たる活動

区分	国の交付単価	対象の活動
機能強化	800 円 /m 市町村・道の補助を加えた場合 1066 円 /m	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、これらの実施前後に必要な森林調査・見回り
関係人口 創出・維持	最大 50,000 円 /年 市町村・道の補助を加えた場合 66,666 円 /年	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等
資機材等整備	1 / 2以内又は 1 / 3以内	活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。）
活動推進費	最大 38,000 円 /年 市町村・道の補助を加えた場合 50,666 円 /m	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

● 支援を受ける際の留意点

- ・人工林でも活用できます。
- ・地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、危険な作業や高度な技術が必要な作業等について、地域の森林組合などに作業の一部を委託することができます。
- ・採択にあたっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されている組織で、安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- ・活動計画書に活動の目標と活動成果のモニタリング方法、活動の持続性の取組みが記載されている必要があります。

● 申請から報告までの流れ



令和8年度新規仮申請(令和7年9月末〆切)

対象：新規組織体、3年目終了組織体(継続予定)、2・3年目の活動組織で当初、活動計画書に記載の事業量が変更となる活動組織
注) 令和8年度新規仮申請書が期限まで提出されない場合は、令和8年度の採択申請は認めません。

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階 公益社団法人北海道森と緑の会内
TEL: 011-261-9022 FAX: 011-261-9032 MAIL: morimidori@h-green.or.jp

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会 ホームページ

<https://shinrin-sanson.h-green.or.jp>

ホームページでは申請書のダウンロードやモニタリングのガイドラインなどをご覧いただけます

事業の概要について

モニタリングなどの各種ガイドラインなどを掲載しています



申請様式

申請等に必要書類をダウンロードできます